

野田市公告第 2 4 6 号

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

野田市長 鈴木 有

1 入札に付する売払物件

区分 番号	名称等	概要	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
s7-1-1	水槽付消防 ポンプ自動 車	型式：ADG-GX7JGWA 改 初年度登録：平成 19 年 3 月 車体の形状：消防車 排気量：6.4L 車両装備：電動式乗用ホース カー	800,000 円	80,000 円
s7-1-2	水槽付消防 ポンプ自動 車	型式：ADG-GX7JGWA 改 初年度登録：平成 19 年 3 月 車体の形状：消防車 排気量：6.4L 車両装備：電動式乗用ホース カー	700,000 円	70,000 円
s7-1-3	30m級はし ご車	型式：PK-PR2PPWF 初年度登録：平成 16 年 12 月 車体の形状：消防車 排気量：10.52L 車両装備：先端屈折式 35m 級はしご	1,000,000 円	100,000 円

※「予定価格」とは、あらかじめ野田市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、本体価格、消費税及び地方消費税、リサイクル預託
金を含む。

2 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して一般競争入

札を行う。

- (2) 入札に関する手続については、公有財産売却システムにおける野田市公有財産売却ページにおいて公開する。

3 入札に参加する者の条件

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該事実があった日から3年を経過しないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団員を役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）とする法人又は団体（以下「法人等」という。）
- (5) 次に掲げる行為をした者又は当該者を役員等とする法人等
 - ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与する行為
 - ウ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する行為
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者又は当該者を役員等とする法人等
- (7) 野田市が定める野田市インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (8) 申込みの時点で18歳未満の者
- (9) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (10) 日本語を完全に理解できない者

4 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和7年10月31日（金）午後1時から令和7年

1 1 月 1 7 日（月）午後 2 時まで、公有財産売却システムにより仮申込み手続を行うこと。

- (2) 仮申込み手続を完了した後、令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）午後 5 時まで
に所定の申込書等を持参又は郵送すること。

ア 持参する場合

受付場所 野田市消防本部警防課（野田市消防本部 3 階）

所在地：千葉県野田市宮崎 1 2 6 番地の 2

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）

イ 郵送する場合

宛 先 〒278-0005 千葉県野田市宮崎 1 2 6 番地の 2

野田市消防本部警防課

受付期間 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）消印有効

- (3) 入札等に関する権限を代理人に委任する場合は、委任状を申込書に添付
すること。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、野田市が定めた入札保証金を納付する。
(2) 入札保証金は、クレジットカードによる納付のみで、仮申込み時にカー
ド情報を登録する。
(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に返還する。
(4) 入札保証金には、利息を付さない。

6 物件の下見会

- (1) 日時 令和 7 年 1 2 月 4 日（木）午前 1 0 時から午後 4 時まで
(2) 場所 野田市消防署関宿分署 千葉県野田市東宝珠花 4 3 5 番地 1
(3) 申込方法 下見会の前日までに野田市消防本部警防課へ電話にて事前申
込みをすること。（電話番号 0 4 - 7 1 2 4 - 0 1 1 3）
受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）

7 入札の期間及び場所

- (1) 入札の期間 令和 7 年 1 2 月 2 日（火）午後 1 時から令和 7 年 1 2 月 9
日（火）午後 1 時まで
(2) 場所 公有財産売却システム上

8 入札の方法

- (1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一
度しか行うことができない。
(2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

9 開札及び落札者の決定

- (1) 令和7年12月11日（木）午後5時以降に公有財産売却システム上で開札する。
- (2) 予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

10 入札の無効

入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、令和7年12月16日（火）午後5時までに契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は野田市に帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。

13 売払代金の納付

- (1) 売払代金は落札金額とし、契約を締結した者は、令和7年12月23日（火）午後2時30分までに野田市が指定する方法により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに売払代金が納付されない場合は、その契約を無効とし、契約保証金は野田市に帰属する。この場合、契約保証金は返還しない。
- (3) 落札者の納付した契約保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を売払代金の一部に充当することができる。

14 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引渡すものとする。
- (2) 引渡し後に発生した不具合、故障及び発見された傷等については、野田市は一切の責任を負わないものとする。

15 所有権の移転

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の売払代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転

に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

- (3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続きを行い、登録が完了後速やかに車検証の写しを野田市に提出すること。
- (4) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを野田市に提出すること。
- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしていないまま保管しないこと。
- (6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

16 問合せ先

野田市消防本部警防課

〒278-0005 千葉県野田市宮崎126番地の2

電話番号 04-7124-0113